

工事施工上の留意事項

－適正な工事の施工を！－

R8.3 帯広市

帯広市が発注する工事（市発注工事）の施工にあたっては、工事の品質を確保するため、施工の適正化と関係法令の遵守の徹底をお願いします。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等では、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を促進する観点から、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善が受注者の責務として求められています。これらの趣旨をご理解の上、次の事項について十分配慮いただきますようお願いします。

記

1 地元業者の活用と地元資材の優先的調達について

工事の施工に関しては、下請負人や資機材のリース、警備、運送等の業務での地元業者の活用のほか、地元資材の優先的調達に努めてください。

2 下請契約の適正化について

(1) 請負代金と工期設定の適正化

- ① 工事の一部を下請負に付す場合は、見積依頼など下請負人と対等な立場で協議のうえで契約を結んでください（見積書は専門工事業団体が用意した標準見積書を使用して作成することができます）。
- ② 見積書には、建設業法第20条第1項を踏まえ、材料費等を内訳明示するよう努めてください。
- ③ 請負代金の変更（いわゆるスライド条項等）及び工期変更に関する規定を適切に設定したうえで運用してください。
- ④ 帯広市に対しては、請負契約書第7条の規定に基づく下請負人の通知が必要です。工事に関わる下請負人等を受注者の責任において明確にし、施工体制台帳の写し等を提出してください。

(2) 請負代金の支払い

- ① 現場の労働者の不利益とならないよう、下請代金は現金払いに努めてください。
- ② 手形期間が60日を超える手形は、建設業法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるので留意してください。
- ③ 下請法の改正により、令和8年1月から製造委託等の代金支払において、手形交付が禁止されていること等に留意してください。

(3) 消費税の取扱い

- ① 本市の工事請負代金額等には、消費税及び地方消費税が含まれていますので、下請契約や資材購入等においても、当該税額分を適切に計上した価格で契約を締結してください。
- ② インボイス制度により、免税事業者である下請負人との取引において、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用する行為は、建設業法・独占禁止法の規定に違反します。消費税相当額の取引価格への反映の必要性等については、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定してください。

3 前払金の適正使用について

帯広市から前払金を受領した場合は、下請契約に対する支払いを含め、資材購入や労働者募集等、工事の着手に必要な経費として適正に使用してください。実態調査では、多くの下請負人に前払金の支払いがなく、一部は材料費等を立替払いしている状況が見られました。受注者は、資材の購入等に必要な費用を下請負人に対して前払金で支払うなど、適切に対応いただきますようお願いします。

4 労働環境(条件)の適正化について

(1) 適正水準の賃金支払に対する配慮

市発注工事は、労働者の労働条件を確保する観点から、最新の公共工事設計労務単価（4頁参照）を用いて積算しています。受注者は、これを踏まえ、適正水準での賃金等の支払い及び下請契約に、より一層の配慮をお願いします。

(2) 社会保険等の加入

- ① 帯広市では、社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の未加入建設業者を下請契約の相手方にしていないことにしています。下請負人が社会保険等に未加入の場合、指名停止及び工事成績評定の減点の対象になります。
- ② 受注者は、法定福利費を記載した請負代金内訳書を契約締結後14日以内に帯広市へ提出してください。
- ③ その他、法定外労災補償制度への積極的加入にも努めてください。

(3) 週40時間の法定労働時間を遵守してください

(4) 年次有給休暇の付与(取得)

- ① 雇入れの日から起算して6ヶ月間を継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した（する予定の）労働者には、年間10日の年次有給休暇を付与するとともに、うち5日は使用者が時期を指定のうえで取得させてください。
- ② 継続雇用の期間が6ヶ月未満の季節労働者についても、継続就労月数が3ヶ月以上4ヶ月未満の労働者には3日程度、4ヶ月以上6ヶ月未満の労働者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。
- ③ 季節労働者に対して、これらの有給休暇の付与を前倒しするなど、短期間で取得することも可能になるよう配慮に努めてください。

(5) 建設業退職金共済制度等への加入

- ① 加入事業者におかれましては、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負人に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください（掛金は、インターネットを利用した電子申請方式による納付も可能です）。
- ② 「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の貼付実績を確認するための「建退共証紙貼付実績書」を工事完成届と併せて提出してください。

(6) 賃金や労働時間等の条件を明示した雇用通知書(労働条件通知書)を発行してください

(7) 無期転換ルールへの対応

- ① 無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が5年を超えて反復更新する際に、有期契約労働者からの申込みにより、無期労働契約に転換される制度です。受注者におかれましては、厚生労働省の「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知を徹底するよう努めてください。
- ② このルールの適用を避けるために、無期転換申込権の発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨からも望ましくありません。

厚生労働省	無期転換ポータルサイト	検索
-------	-------------	----

(8) 労働者の雇用拡大

地域活性化のため、公共職業安定所との密接な連携による地元労働者及び季節労働者の雇用に配慮してください。パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、国等の雇用拡大につながる制度の活用ができます。

厚生労働省	キャリアアップ助成金	検索
-------	------------	----

(9) ハラスメント防止

ハラスメントは、相手に精神的、身体的な苦痛を与え、職場環境を悪化させるものであることから、帯広市ではその防止に取り組んでいます。厚生労働省が示すハラスメント防止に対する考え方などを参考にして、ハラスメントの防止に取り組んでください。

厚生労働省	ハラスメント防止	検索
-------	----------	----

5 交通事故・労働災害防止について

法律違反や走行性能を損なう過積載の根絶をはじめとした車両の適切な運行管理を行うとともに、運転者に対しても交通法規等の厳守を指導してください。また、現場の保安設備点検や労働者への安全教育の実施等により、労働災害の発生防止に万全を期してください。

6 産業廃棄物の適正処理について

コンクリートや木材等の「特定建設資材」については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）で再資源化が特に必要なものと位置づけられています。建設現場から発生材を処理する際には、この法律を遵守のうえ、排出者責任のもと適正な取扱いに努めてください。

7 技術者等の継続雇用の確認について

建設工事を適正に実施するためには、技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。このため、配置予定技術者の雇用が3ヶ月以上継続していることが確認できる書類（監理技術者資格者証や雇用保険被保険者証等）の写しを「技術者及び現場代理人届」と併せて提出してください。

8 「工事カルテ」の作成について

建設業者の技術者等の工事实績（雇用形態、技術者個人の工事实績等）を把握するため、受注者は各特記仕様書に基づき、工事实績情報サービス（CORINS）による「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出してください。

9 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収して納付している給与支払者（事業主等）は、市の指定により特別徴収義務者として市・道民税を徴収し、納入することが地方税法等で義務付けられています。法令の遵守と納税の公平、納税者の利便性向上のため、特別徴収を実施しましょう。特別徴収の実施に係る手続き等については、市民税課（直通電話0155-65-4120）にお問合せください。

10 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や物品調達契約等に当たっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策へのご協力をお願いします。

11 働き方改革関連法の施行に関連した取組みについて

働き方改革は、個々の置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。厚生労働省の「働き方改革特設サイトに掲載されているポイント」等を参考に、働き方改革に向けた取組みをお願いします。

厚生労働省 働き方改革特設サイト	検索
------------------	----

下請負人の皆様へ

下請負人の皆様におかれましても、本文書の趣旨を十分にご理解いただき、労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善等に努めてください。また、工事等をさらに下請する場合には、元請企業としての立場で、下請契約の適正化や下請負人への指導等に努めていただきますようお願いいたします。

令和8年3月改定 公共工事設計労務単価

市発注工事は、下記の最新公共工事設計労務単価を用いて積算しています。
 下請契約においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正水準の賃金支払に対する配慮をお願いします。
下線付きの職種は、過年度の実態調査において、公共工事設計労務単価と比べて実際の平均支払単価が低い傾向であることを確認しています。賃金の支払水準改善に対して、特段のご配慮をお願いします。

職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	26,000	土木一般世話役	29,900
	(38,400)		(44,200)
<u>普通作業員</u>	21,500	<u>型わく工</u>	28,200
	(31,800)		(41,700)
<u>軽作業員</u>	19,200	<u>大工※</u>	29,100
	(28,400)		—
造園工	24,400	<u>左官</u>	30,900
	(36,000)		(45,600)
法面工	32,500	<u>配管工</u>	26,700
	(48,000)		(39,400)
<u>とび工</u>	30,000	<u>はつり工</u>	31,400
	(44,300)		(46,400)
<u>ブロック工※</u>	30,800	<u>防水工</u>	33,300
	—		(49,200)
電工	29,100	<u>板金工</u>	31,200
	(43,000)		(46,100)
<u>鉄筋工</u>	30,200	サッシ工	29,700
	(44,600)		(43,900)
鉄骨工	30,600	<u>内装工</u>	28,600
	(45,200)		(42,200)
<u>塗装工</u>	30,100	ガラス工	27,600
	(44,500)		(40,800)
<u>溶接工</u>	32,500	建具工	28,200
	(48,000)		(41,700)
<u>運転手（特殊）</u>	27,100	ダクト工	25,700
	(40,000)		(38,000)
<u>運転手（一般）</u>	21,900	保温工	29,000
	(32,300)		(42,800)
橋りょう特殊工	35,500	設備機械工	28,700
	(52,400)		(42,400)
橋りょう塗装工	39,300	交通誘導員A	18,700
	(58,000)		(27,600)
橋りょう世話役	46,500	交通誘導員B	15,500
	(68,700)		(22,900)

- ・ 上段：公共工事設計労務単価（労働者に支払われる賃金相当額）
- ・ 下段：建設労働者の雇用に伴い必要になる、法定福利費の事業主負担分、労務管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した額（参考値）
※ブロック工・大工については、北海道開発局の単価を掲載